

○館山市障害者グループホーム等入居者家賃助成事業実施要綱

平成20年3月31日告示第18号

改正

平成22年9月22日告示第53号

平成23年11月17日告示第82号

平成25年3月29日告示第37号

平成28年3月18日告示第21号

館山市障害者グループホーム等入居者家賃助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の経済的負担を軽減し、障害者の自立の促進を図るため、グループホーム等に入居している者に対し、その入居に係る家賃の一部を助成することに関し、館山市補助金等交付規則（平成19年規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) グループホーム等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第15項の共同生活援助を行う施設、千葉県生活ホーム運営事業実施要綱（昭和61年7月1日付け千葉県障第158号。以下「生活ホーム要綱」という。）に基づく生活ホーム及び千葉県精神障害者ふれあいホーム運営事業実施要綱（平成15年3月17日付け千葉県障第1108号。以下「ふれあいホーム要綱」という。）に基づく精神障害者ふれあいホームをいう。
- (2) 家賃 グループホーム等の入居に係る家賃（敷金、礼金、保証金、管理費及び共益費を除く。）をいう。

(対象者)

第3条 家賃の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市において、法第19条第1項の支給決定、生活ホーム要綱第10条第1項の承認又はふれあいホーム要綱第11条第2項の規定による入居の決定を受けた者
- (2) 自らグループホーム等の家賃を負担している者
- (3) 当該年度（4月分から6月分までの間における家賃の助成にあつては前年度）の 市民税が
非課税の世帯に属する者

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けていない者

(助成額)

第4条 1月当たりの助成額は、1月当たりの家賃の2分の1の額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）とし、2万5,000円を限度とする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第21条の3第1項第2号に規定する特定障害者特別給付費が支給される場合は、家賃からその額を控除した額の2分の1とし、2万円を限度とする。

(助成の申請)

第5条 家賃の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、館山市障害者グループホーム等入居者家賃助成申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が負担しているグループホーム等の家賃の額を確認できる書類
- (2) 申請者の収入額及び預貯金等の額を確認できる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、家賃の助成の可否、助成額及び助成の対象となる期間を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、館山市障害者グループホーム等入居者家賃助成決定（却下）通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(決定の変更)

第7条 前条の規定により家賃の助成の決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、家賃の額に変更があったときは、速やかに館山市障害者グループホーム等入居者家賃変更届（別記第3号様式）に変更後の家賃の額を確認できる書類その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更届の提出があった場合において、必要があると認めるときは、既に決定した助成額を変更するものとする。この場合においては、市長は、館山市障害者グループホーム等入居者家賃助成変更通知書（別記第4号様式）により、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 助成対象者は、助成金の支給を受けようとするときは、館山市障害者グループホーム等入居者家賃助成金請求書（別記第5号様式）に家賃に係る領収書等の写しを添付して、市長に提出

しなければならない。

2 前項の申請書は、次の各号に掲げる助成対象月の区分に従い、当該各号に掲げる月の10日までに提出するものとする。ただし、家賃の変更その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(1) 4月分から6月分まで 7月

(2) 7月分から9月分まで 10月

(3) 10月分から12月分まで 1月

(4) 1月分から3月分まで 4月

(決定の取消し)

第9条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項に規定する決定又は第7条第2項に規定する変更の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 第3条各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により助成の決定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により助成の決定を取り消したときは、館山市障害者グループホーム等入居者家賃助成決定取消通知書（別記第6号様式）により、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第10条 市長は、前条第1項の規定により助成の決定を取り消した場合において、その取消に係る部分に関し、既に助成金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成22年9月22日告示第53号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の館山市グループホーム等入居者家賃助成事業実施要綱の規定は、平成22年度分の助成から適用する。

附 則（平成23年11月17日告示第82号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の館山市障害者グループホーム等入居者家賃助成事業実施要綱の規定は、平成23年度分の助成から適用する。

附 則（平成25年3月29日告示第37号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年 3 月18日告示第21号）

この告示は、公示の日から施行する。

別記

第 1 号様式（第 5 条）

第 2 号様式（第 6 条第 2 項）

第 3 号様式（第 7 条第 1 項）

第 4 号様式（第 7 条第 2 項）

第 5 号様式（第 8 条第 1 項）

第 6 号様式（第 9 条第 2 項）